

「資金決済に関する法律」に基づく表示

1. 前払式支払手段の名称

LEVICA

2. 発行事業者

レヴィアス株式会社

3. 前払式支払手段の支払可能金額等

上限の定めはありません。

4. 有効期限

LEVICA の有効期限は、発行日から 6 か月未満です。

5. ご相談窓口

事務所の所在地：東京都港区芝大門 2-7-7 4 階

連絡先：info@levias.co.jp

6. 前払式支払手段を使用することができる施設又は場所の範囲

LEVICA アプリ内、および LEVICA 加盟店

7. 利用上の注意

法令上必要な場合を除き、購入確定後の LEVICA の残高の払い戻し又は換金等には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

その他、当社ウェブサイトにおいて公表する LEVICA 利用規約が適用されますので、ご確認ください。

8. 未使用残高を知ることができる方法

アプリケーションのホーム画面から未使用残高を確認することができます。

9. 利用規約等

LEVICA 利用規約が適用されます。利用規約は当社サイト内の以下のページにて確認することができます。

[https://levica-stg-images.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/LEVICA%E5%88%A9%E7%94%A8%E8%A6%8F%E7%B4%84\(%E7%AC%AC%E4%B8%89%E8%80%85%E5%9E%8B\).pdf](https://levica-stg-images.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/LEVICA%E5%88%A9%E7%94%A8%E8%A6%8F%E7%B4%84(%E7%AC%AC%E4%B8%89%E8%80%85%E5%9E%8B).pdf)

10. 前払式支払手段におけるお客様の保護に関する措置

当社は、資金決済に関する法律の定めに従い、半年に一度、当社が発行するすべての前払式支払手段にかかる未使用残高の二分の一以上の額（必ずしも全額ではありません。）を供託する方法により、お客様からお預かりした資金の保全を行っております。前払式支払手段を保有するお客様は、当社の事業が破綻した場合等に、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段にかかる発行保証金について

て、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有します。

11. 不正取引等による損失の補償等に関する方針

当社は、前払式支払手段の所有者の意思に反した、権限を有しない第三者の指図による前払式支払手段の利用（以下「不正取引」といいます。）により、前払式支払手段の所有者に生じた損失について、法令及び LEVICA 利用規約に基づき当社が責任を負う場合を除き、一切の責任を負わないものとします。また、当社は、前払式支払手段の発行の業務に関し、利用者以外の者に損失が発生した場合、法令に基づき当社が責任を負う場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

なお、不正取引等に関する通報、ご相談につきましては、上記ご相談窓口宛にお願いいたします。